

再評価結果（令和3年度事業継続箇所）

担当課：道路局 国道・技術課
担当課長名：前佛 和秀

事業名	一般国道6号 牛久土浦バイパス		事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
起終点	自：茨城県つくば市西大井 至：茨城県土浦市中村西根	自：茨城県牛久市遠山町 至：茨城県牛久市城中町	延長	5.2km		
事業概要						
一般国道6号は、東京都中央区から柏市、土浦市、水戸市などを通過し、仙台市に至る延長約375kmの主要幹線道路である。牛久土浦バイパスは、国道408号、学園西大通り、学園東大通りといった幹線道路と交差し、田園地帯の平野部を通過する道路であり、一般国道6号（現道）の渋滞解消や地域活性化の支援、圏央道へのアクセス道路としても機能する延長5.2kmのバイパス事業である。						
H4年度事業化	H6年度都市計画決定	H10年度用地着手	H11年度工事着手			
全体事業費	約370億円	事業進捗率	90%	供用済延長	3.9km	
		(令和2年3月末時点)				
計画交通量	21,000～42,300台/日					
費用対効果分析結果	B/C	総費用	(残事業)/(事業全体)	総便益	(残事業)/(事業全体)	基準年
	(事業全体) 1.2 (1.6)	462/1,046億円		1,098/1,278億円		令和2年
	(残事業) 2.4 (5.0)	事業費：388/964億円 維持管理費：74/82億円		走行時間短縮便益：1,011/1,166億円 走行費用減少便益：62/83億円 交通事故減少便益：26/29億円		
感度分析の結果						
【事業全体】交通量：B/C=1.2～1.3（交通量±10%） 事業費：B/C=1.2～1.3（事業費±10%） 事業期間：B/C=1.1～1.3（事業期間±20%）						
【残事業】交通量：B/C=2.3～2.4（交通量±10%） 事業費：B/C=2.2～2.6（事業費±10%） 事業期間：B/C=2.3～2.5（事業期間±20%）						
事業の効果等						
①交通混雑の緩和						
<ul style="list-style-type: none"> 牛久土浦バイパスの前後区間は、藤代バイパス、土浦バイパスが整備されており、ボトルネックとなっていることから、交通が集中し、渋滞が発生。 事故類型別事故発生状況では、車両相互の追突事故が区間全体で約7割発生。 牛久土浦バイパスの整備により、交通の円滑化が図られ、交通渋滞の緩和、交通事故の減少が見込まれる。 						
②圏央道へのアクセス強化						
<ul style="list-style-type: none"> 土浦市にある食品加工工場では、国道6号（現道）及び圏央道を介して関東各地の店舗や、他地方の各拠点へ製品を出荷。 牛久土浦バイパスの整備により、圏央道つくば牛久ICへのアクセス性が向上し製品出荷能力の向上に寄与。 						
③救急医療活動の支援						
<ul style="list-style-type: none"> 牛久土浦バイパスの整備により、龍ヶ崎市駅から筑波メディカルセンター病院（第3次救急医療）の所要時間が約9分短縮し、救急搬送の速達性が向上。 信号連担による速度低下や緊急走行時の追い越しによる横揺れなど、緊急車両の揺れが減少し、患者への負担が軽減。 						
関係する地方公共団体等の意見						
茨城県知事の意見：						
<ul style="list-style-type: none"> 一般国道牛久土浦バイパスは、牛久市、つくば市、土浦市内の交通渋滞の緩和、交通事故の減少とともに、首都圏中央連絡自動車道へのアクセス向上による物流機能の強化及び地域産業の発展に大きく寄与することなどから、本事業の必要性は高く、事業を継続することは妥当と考える。 なお、早期完成に向けて、事業を推進するとともに、徹底したコスト縮減を図るようお願いしたい。 						
事業評価監視委員会の意見						
事業の継続を承認する。						
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等						
牛久土浦バイパス周辺では、大規模商業施設が開業。						
事業の進捗状況、残事業の内容等						
用地取得率は99%（令和2年3月末、面積ベース）。						

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

牛久市遠山町～牛久市城中町の令和4年春頃の暫定2車線開通に向け、工事を推進。

施設の構造や工法の変更等

- ・平成30年度に牛久土浦バイパスが全線事業化となり、将来交通量による交差点の需要率等の検討を行った結果、平面交差から立体交差に変更。
- ・現道6号を横断する遠山川について、H26に河川改修計画が決定されたことから、河川改修計画に基づき河川断面を確保する必要が生じたため、函渠工及び地盤改良工等が増工。

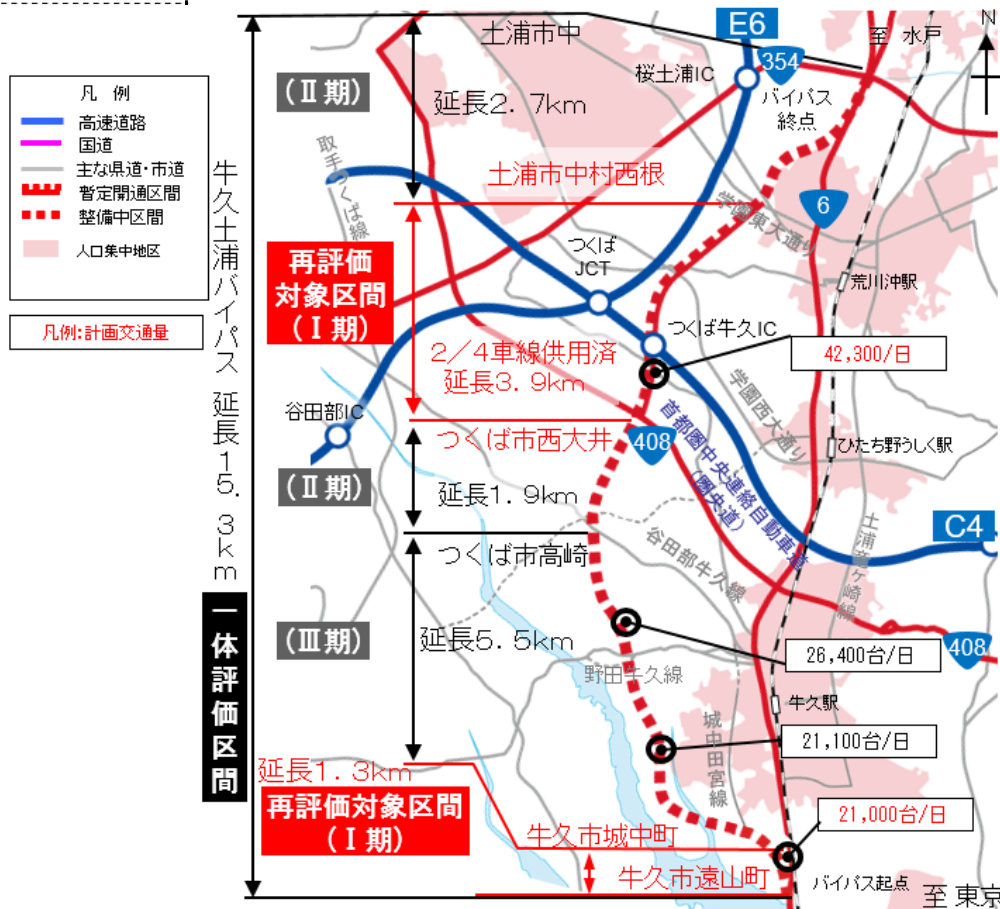
対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

以上の事業の効果及び進捗状況、関係する地方公共団体等の意見、事業評価監視委員会による審議を踏まえると、現道の渋滞緩和、交通事故の減少、圏央道へのアクセス向上の観点から、事業の必要性・重要性は高く、早期の効果発現を図ることが必要。

事業概要図



※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。

※総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。